

「長期未整備公園緑地の都市計画の見直しの方針
と整備プログラム(第2次)(案)」
に対する市民意見の内容及び市の考え方

「長期未整備公園緑地の都市計画の見直しの方針と整備プログラム(第2次)(案)」に対し、貴重なご意見をいただきありがとうございました。ご提出いただいたご意見は原文を要約または分割したほか、同じ趣旨のものはまとめて掲載させていただきましたので、ご了承下さい。今後は個々の公園緑地ごとに説明会等を通じて、関係権利者や地域の皆さまにご説明していきたいと考えております。

市民意見募集の概要

● 募集期間

平成29年12月11日から平成30年1月15日まで

● 提出状況

提出者数: 266人

意見件数: 475件

* 提出者数と異なるのは、同一者から複数の意見が提出されたことによるもの

提出方法: 郵送 184人

FAX 21人

電子メール 57人

その他 4人

● 意見の内訳

I. 基本的な考え方に関するもの 56件

II. 個々の長期未整備公園緑地に関するもの 391件

III. その他 28件

平成30年3月

名古屋市

目 次

I. 基本的な考え方に関するもの

1. 都市計画の見直しについて	1
2. 整備プログラムについて	5
3. パブリックコメントの進め方について	7
4. 今後の予定について	8
5. 緑地等の保全について	9

II. 個々の長期未整備公園緑地に関するもの

● 宝勝寺公園	10	● 新茶屋川公園	19
● 米野公園	10	● 熊野公園	20
● 城山公園	11	● 新海池公園	21
● 松蔭公園	12	● 氷上公園	22
● 松葉公園	14	● 明德公園	23
● 富田公園	15	● 東山公園	24
● 多加良浦公園	15	● 戸田川緑地	30
● 桶狭間公園	15	● 猪高緑地	32
● 細根公園	17	● 勅使ヶ池緑地	32
● 瑞穂公園	18	● 荒池緑地	33
● 中村公園	18	● 相生山緑地	35

III. その他	40
----------	----

I. 基本的な考え方に関するもの (56 件)

1. 都市計画の見直しについて:32 件

【市民意見の概要】

①都市計画の見直しの必要性

- ・ 第 2 次整備プログラム案の立案に際し、旧来の殻を破り将来を見据えた削除見直しに敬意を表す。若者たちの流出を防ぐためにも一日も早い本計画の推進を熱望する。
- ・ 今回の都市計画の見直し案を高く評価する。(2)
- ・ 都市計画の見直しについて、住宅区域の削除は妥当な判断であり賛成。(2)
- ・ 今の財政を考えると、今回の案は非常に現実的で好感が持てる。
- ・ 今回の都市計画の見直し(案)は、ありがたい。
- ・ 大分、適切に都市計画の見直しがされているが、昭和橋公園や新茶屋川公園など、なぜまだ拡大させるのか。名古屋は道路の幅員が広いので、防災よりもコミュニティの方が大切。これ以上、町のにぎわいやコミュニティを失わせる計画はやめてほしい。
- ・ 都市計画の見直しで「削除検討」の区域は今のままでよい。

②都市計画の見直しの考え方

- ・ 「都市計画の見直しの方針と整備プログラム」はどこでどのように作成され、決定される仕組みになっているのか。市民の意見が反映される仕組みがあるのか。
- ・ 都市計画の見直しについて「削除検討」とするに至る経緯・根拠などの説明がほしい。公園事業の推進がどのように行われてきた上での見直しなのか。
- ・ 都市計画の見直しの基本方針に「市民の意見が反映される仕組み」を新たに加えてほしい。
- ・ 相生山緑地や氷上公園では緑地の真ん中に道路を通す計画があるようだが、道路の分断によって多くの生物たちが失われることが予想される。緑地整備を計画するに当たっては、森林の分断や孤立化が最小限になるような計画が必要である。
- ・ 「削除検討」の区域の住民の感情を切り裂き、衡平ではなく住民の分断と対立を呼びこむことになりかねない。
- ・ 区域内でも、各々利害が異なる事を理解してほしい。

③全体・個別の公園緑地計画の検証

- ・ 名古屋市が目指す緑被率や市民 1 人当りの公園面積がないままの「長期未整備公園緑地の都市計画の見直しの方針と整備プログラム」である。
- ・ 都市計画の見直しが大事であることは理解できるが、今回、大胆な「削除」が目立ち、「削除」が見直しの目的だったと捉えざるをえない。
- ・ 「公園緑地の検証」の経緯・内容・方法について説明を随時、市民に情報公開してほしい。
- ・ 建築制限や土地有効活用にも配慮をしてきたにも関わらず、今までの方針を投げ捨て、「削除」することで大規模開発は進み、少子高齢化社会と連動するコンパクトシティー構想から乖離している。
- ・ 今回の都市計画の見直しは公園緑地面積の縮小を加速させるものであり、都市の品格となる

緑地行政は戦わずして「敗北」を受入れたものである。

- ・ 人口減少と質の高い都市空間や災害に強い都市構造を構築すると標榜しながらも、何ら提案もなく無策を露呈している。
- ・ 緑地が減少しつつあるので都市計画の見直しの基本方針①②にそって推進してほしい。
- ・ 先行きどんな素晴らしい計画であっても、計画後に維持費は必ずかかることを考えて、「長期未整備公園緑地の都市計画の見直しの方針」は今後の維持費が捻出できる継続可能な計画としてほしい。

④制限の見直し等

- ・ 区域削除によって、建ぺい率が緩和されるのか。
- ・ より早期に都市計画の見直しがされていれば、建ぺい率や容積率も見直され、長期優良住宅などの認定もされていた。
- ・ 区域削除となるのであれば、一緒に用途規制などをより住みやすい条件（建ぺい率、容積率等）に変更してほしい。
- ・ 区域削除による建築制限の撤廃やその他の変更等について説明してほしい。
- ・ 区域削除により宅地評価額や固定資産税の評価額が上昇していくのか。(2)
- ・ 長期にわたって公園整備計画の対象となったことによる損失に対して、相応の補償を行ってほしい。
- ・ 計画が決定されることにより利用制限を課する以上、計画区域内の地権者の固定資産税等について大幅な軽減を行うことが必要。(2)

【市の考え方】

①都市計画の見直しの必要性

都市における公園緑地は市民のレクリエーションや都市防災、都市環境の維持・改善等の重要な役割を担っています。

本市の公園計画は大正 15 年に決定された 24 箇所、緑地については昭和 15 年に決定された 7 箇所が最初になります。昭和 22 年には戦災復興計画の一環として公園計画を一旦廃止し、新たな都市計画として 31 箇所を決定しました。その後、昭和 30～40 年代の市域拡大時には従来の都市計画を全市的に見直し、現在の都市計画公園緑地の骨格ができあがっています。

一方、都市計画事業としての公園事業は昭和 12 年の瑞穂公園が最初ですが、それまでも土地区画整理事業から多くの公園用地の寄附を受け、公園整備を行ってきました。戦後は高度経済成長政策のもと、道路や下水道整備に公共投資の重点が置かれるとともに、昭和 40～50 年代にかけては土地区画整理組合から移管を受けた数多くの公園用地の整備並びに公有水面の埋め立て地や河川敷の公園整備に重点が移りました。

平成に入り、元年の市制 100 周年関連事業としての名城公園の再整備や、川名公園、米野公園をはじめとした住宅密集地における公園事業を進めてきました。

しかし、現在の都市計画公園緑地の整備が完了するには、今後も多大な資金と時間を要するため、関係権利者にとっては長期間にわたり建築制限がかかり、将来の生活設計が立てにくいといった状況にあります。本市では、こうした課題に対応するため、平成 20 年 3 月に、「長期未整備

公園緑地の都市計画の見直しの方針と整備プログラム」を策定し、長期間未整備となっている都市計画公園緑地の見直しの考え方と10年を単位とした事業着手時期の目途をお示しし、この方針に基づいた都市計画の変更と事業の推進により長期未整備公園緑地の解消に努めてきました。

このような取り組みの中、平成19年4月には40あった長期未整備公園緑地のうち8公園緑地が解消され、平成29年4月現在で32公園緑地、都市計画決定面積は合計996haとなっており、そのうち、買収が必要な民有地の226haを除く約75%の公有地化が進んでいます。

しかしながら、平成20年3月の「長期未整備公園緑地の都市計画の見直しの方針と整備プログラム」策定から10年が経過し、財政状況の悪化や、建築制限のさらなる長期化といった公園緑地を取り巻く状況の変化により、改めて都市計画の見直しや事業着手時期の見直しが必要となりました。

②都市計画の見直しの考え方

都市計画の見直しにつきましては、平成28年12月、有識者や市民団体の代表らで構成する名古屋市緑の審議会から受けた「新たな時代に対応した公園緑地のあり方について―長期未整備公園緑地を中心として―」の答申の内容に基づいたものです。

この答申の中で、都市計画の見直しについて、「宅地化の進行区域において土地利用状況に応じたよりきめ細かな区域の見直し」、「樹林型の公園緑地において長期にわたり非樹林地となっている区域の見直し」、「規模が大きく移転困難な施設が立地している区域の見直し」が必要との提言をうけ、平成20年3月の「長期未整備公園緑地の都市計画の見直しの方針と整備プログラム」における都市計画の見直しの基本方針に、今回新たな視点を加え、都市計画の見直しの検討区域を抽出しました。

なお、氷上公園及び相生山緑地については、廃止検討中の都市計画道路の区域について、公園緑地への「追加検討」の区域としています。

市民の皆さまから様々なご意見をいただいておりますが、今後、説明会等を通じて、関係権利者や地域の皆さまと話し合いながら、合意形成を図っていきたくと考えています。

③全体・個別の公園緑地計画の検証

今回の都市計画の見直しを行う際に、市域の3割の確保を目標としている緑被率や市民1人当たりの都市公園面積への影響、公園等の適正配置の観点から全市的な検証を行いました。

緑被率につきましては、今回、宅地化の進行している区域を中心に都市計画の削除検討を行う対象としており、その影響は最大0.05%程度の減少にとどまるものと想定しています。

市民1人当たりの都市公園面積につきましては、区域見直し後の都市計画公園緑地を整備した場合11.3㎡/人となり、目標の10㎡/人の確保が可能であると考えています。

公園等の適正配置への影響につきましては、今回の都市計画の見直しにより誘致圏域が縮小する区域がありますが、おおむね住宅地ではない区域であるため、影響は軽微であると考えています。

また、個別の公園緑地が持つ機能として、樹林・水辺・オープンスペースによる都市環境の向上への寄与、指定文化財・埋蔵文化財の存在、地震災害時における避難地の確保や避難路への接道などの防災性を確認するなど、機能面からみた公園緑地の必要性についての検証を行いました。

特に防災面の観点から、防災上必要な避難スペースが不足する圏域にある公園緑地については、その必要性から都市計画の見直しを行わないこととしております。

④制限の見直し等

今回の区域見直しに伴う用途地域等につきましては、周辺の指定状況や、変更後のあるべき土地利用の方向性をふまえ、見直しが必要な区域について検討していきたいと考えております。

また、都市計画公園緑地の区域内では、都市計画法第 53 条により、建築の際の階数及び構造の制限があることから、一般に土地の価格が低下すると考えられます。このため、本市においては、都市計画公園緑地が定められた土地の面積割合に応じ、固定資産税・都市計画税の算出の基礎となる土地の評価額について最大 5 割の減価補正をしております。

都市計画公園緑地の区域から削除された際には、建築制限の対象から外れ、税制上の減価補正の対象から外れることとなります。税制上の評価は 3 年ごとに行われており、減価補正分が翌年度に全て上乗せ課税されるわけではなく、負担調整制度により、数年かけて緩やかに税額が引き上げられることとされています。

【参考】都市計画の見直しの基本方針(第 2 次)

【1】樹林地の保全、文化財の尊重

現況でまとまりのある樹林地や、遺跡等で歴史上又は学術上価値の高いものがある区域は、計画をできる限り変更しないものとします。

【2】緑を保全する制度の活用

特別緑地保全地区等の緑を保全する制度の活用が可能であり、公園の機能面からも支障がない場合は、計画区域の削除を検討します。

【3】地域のまちづくりの中での変更

近隣で土地区画整理事業等によるまちづくりが行われる場合や、同等の機能・規模を持つ用地が取得可能な場合は、計画の位置や区域の変更を検討します。

【4】一体利用が効果的な施設の公園への編入

都市計画公園緑地に隣接し、公園緑地と一体的に利用することが効果的な公共施設等については、既決定区域への編入を検討します。

【5】計画に支障のない範囲での宅地化の進行区域の削除

1) 縁辺部にあり、道路等によって区切られた街区等でおおむね 8 割以上宅地化している区域は、公園の機能面からの支障がない場合、削除を検討します。

新たな視点の追加

2) 縁辺部にあり、おおむね 1ha 以上かつ 8 割以上宅地化している区域は削除を検討します。

3) 樹林型の公園緑地において、おおむね 1ha 以上かつ 50 年以上非樹林地となっており、周辺樹林への影響がない区域は削除を検討します。

4) 規模が大きく移転困難な施設(学校グラウンド、一団の墓地等)は区域削除を検討します。

2. 整備プログラムについて:11 件

【市民意見の概要】

①整備プログラムの考え方

- ・ 区域、年度を決めず、全体的に出来るところから進めてほしい。
- ・ 整備プログラムでは、災害時の避難地や活動拠点が加味されていない。まず、港区、中川区、中村区といった低地帯での避難地確保を優先すべきでは。
- ・ 具体的な構想が示されておらず、不安な点が多くある。
- ・ 整備案を自分たちで提示したい。
- ・ 早期実現に向けて現実的な計画にしてほしい。(2)
- ・ できるだけ早期に対応してほしい。新築の戸建てができつつあり、ますます都市計画の遂行が困難になる。
- ・ 「借地対応」は承諾しかねる。当初の計画で順次買い上げをお願いする。
- ・ 市民生活の底辺部分として、やらなければならないことに予算を割くべきではないか。

②事業の進め方

- ・ 緑地内の特定エリアに住民の代替地を提供するか、緑地外に相応の代替地を提供することを要望する。
- ・ 現在居住している者に、今後どのような対処を考えているか。

【市の考え方】

①整備プログラムの考え方

整備プログラムは、事業に着手する時期をお示しすることにより、関係権利者の皆さまの「いつ事業に着手するのか」という不安を軽減し、計画的な土地の利用に役立てていただくなど、将来の生活設計の参考にさせていただくことを目的としています。

長期未整備公園緑地の中には、区域の大部分がすでに都市公園等として利用されているものがある一方、事業に着手していない公園緑地もあります。また、現在事業に着手していない区域については、宅地として利用されているところもあれば、樹林地が多く残っている区域もあり、土地の利用状況も様々です。整備プログラムの見直しにあたっては、個別の公園緑地を事業の進捗、土地の利用状況から区域に細分化し、公園緑地や区域の類型化を行い、類型ごとの対応方針を定め、事業の効果・効率による評価を行いました。

事業の効果は、防災、環境、地域の3つの視点から地域における必要性和公園緑地の重要性を評価し、事業の効率は、関連事業等の有無と事業化への熟度から評価を行い、事業の優先度を決定しました。本市では、南海トラフ巨大地震の発生も懸念されていることから、防災の視点では、地震発生時の火災、洪水、津波などの複合的な災害の発生や避難地が不足している区域であるか、避難地としての役割が高いかという点から評価を行っています。

さらには想定する事業費を考慮し、10年単位で事業着手時期を決定しました。事業の予算措置には引き続き努めてまいります。本市の予算に占める扶助費などの義務的経費が年々増加する厳しい財政状況の中、当面の事業費は、現在と同程度の水準で推移するものと想定し、事業の優

先度の高い公園緑地への投資を図り、計画的で効率的な事業推進を目指します。

なお、整備プログラムは、個別の公園緑地の整備内容ではなく、いつ用地の買収に着手するかという時期をお示ししたものとなっています。今後、公園の整備内容に関しましては、用地の取得状況に応じ、整備計画の策定時に地域の皆さまのご意見を伺い、反映していきたいと考えています。

今後は、説明会等を通じて関係権利者や地域の皆さまのご意見を伺いながら、整備プログラムの検証や更なる課題の洗い出しを図りたいと考えています。その中で、公園緑地をとりまく状況に大きな変化があった場合や他の公園緑地に先駆けて着手することが客観的に妥当な場合などには、おおむね5年ごとに着手時期の見直しを検討します。

いずれにしましても、関係権利者の皆さまの生活設計に配慮しながら事業の推進に努めてまいります。

②事業の進め方

公園事業の推進にあたりましては、関係権利者の皆さまの生活再建を最優先に取り組んでいきたいと考えています。補償や移転先のご相談については、事業着手した後の個別交渉において、関係権利者の皆さまのご要望をお聞きしながら、具体的にお示ししていきたいと考えています。

3. パブリックコメントの進め方について:5 件

【市民意見の概要】

- ・ 意見に対する回答はあるのか。
- ・ 回答はどのような形式で公表するのか。
- ・ 近年の社会経済情勢に適応、順応した計画となるために、市民が常時チェックできるとよい。公に、市民、住民の確認作業を組み込んでほしい。
- ・ ハガキはプライバシーを守るため、住所、氏名が隠せるよう工夫してほしい。
- ・ 書く場所が少ない。

【市の考え方】

パブリックコメントは、施策の立案にあたり、あらかじめ案を公表し、広く市民の皆さまから意見を求め、本市の行政運営における公正の確保と透明性の向上を図ることを目的としております。

パブリックコメントとしていただいたご意見は、個別に回答させていただくものではなく、お寄せいただいたご意見の内容とご意見に対する本市の考え方について、本冊子でとりまとめさせていただきました。本冊子については、区役所等で配布させていただくほか、市ウェブサイトにも掲載し、皆さまに公表させていただきます。

その他、パブリックコメントの実施方法についていただいたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。

4. 今後の予定について:3 件

【市民意見の概要】

- ・ H20 年の説明以後、何もなかった。もう一度はっきり説明してほしい。
- ・ 多様な市民と行政の会議を皆が参加できる日に開催して整備プログラムを話し合い、内容を常にオープンにして進めてほしい。
- ・ おおむね 5 年ごとの見直しとあるが、変更になることはあるのか。

【市の考え方】

今回の「長期未整備公園緑地の都市計画の見直しの方針と整備プログラム（第 2 次）」は、これにより直ちに現在の都市計画を変更するものではなく、都市計画の見直しの考え方を提示させていただいたものです。また、整備プログラムは、事業着手時期の用途を示したものであり、この度の公表で策定となりますが、皆さまのご意見を伺いながらその検証や更なる課題の洗い出しを図りたいと考えています。なお、公園緑地をとりまく状況に大きな変化があった場合や他の公園緑地に先駆けて着手することが客観的に妥当な場合などには、おおむね 5 年ごとに着手時期の見直しを検討します。

今後、都市計画の見直しの考え方と事業着手時期の用途について、説明会等を通じて、関係権利者や市民の皆さまにご説明していきたいと考えています。

5. 緑地等の保全について:5 件

【市民意見の概要】

- ・ 緑地の保護には賛成。
- ・ 今、名古屋がすべきことは民有地の緑地の保全の流れの見える化をはかることである。民有地の良好な緑地や社寺林も市民緑地・オアシスの森づくり事業とならないか。
- ・ 名古屋の「白い都市」イメージや真夏の蒸し暑さを返上し、生物多様性の保持をすべく、緑地公園と公共、民間の緑とオープンスペースを確保し、緑豊かで、野鳥、蝶などの生物豊かな、気持ちよい風の吹き渡る環境都市名古屋になってほしい。
- ・ それぞれの貴重な自然や、価値のある歴史を見極めて進めてほしい。名古屋市が、歴史ある貴重な文化、建築物を残し、身近な自然を守り育てた豊かな里山があり、時流に流されない品格もある心豊かな街であってほしい。
- ・ 前回の整備プログラムにおいて、特別緑地保全地区の都市計画公園緑地区域を削除したため、樹林地が伐採、造成されて緑地の価値が減少したのは実に残念である。

【市の考え方】

都市における緑は、人々に安らぎと潤いを与えるほか、都市景観の向上や環境改善、生物多様性の保全など様々な機能を有し、重要な役割を担っています。

しかし、市域の大部分が市街化区域である本市では、市街地の拡大により多くの緑が消失、細分化しました。平成2年度から、5年ごとに市域面積に占める緑の割合を示す緑被率調査を実施していますが、平成27年度の緑被率は22.0%で、この調査を始めた平成2年度と比べ7.8ポイント減少しました。これは中区と中村区を合わせた面積に相当する2,500ha程の緑が消失したことになります。

一方、本市東部の丘陵地においては、現在も樹林地などまとまりのある緑が残っており、その多くは都市計画公園緑地の区域内にあります。

こうした都市計画公園緑地内の貴重な樹林地については、早期に事業着手し、その保全に努めていく必要がありますが、都市計画公園事業には今後も多大な資金と時間を要するため、本市では、事業の着手に先駆け樹林地を借地し、その保全と早期市民供用を図る「オアシスの森づくり事業」に取り組んでいます。現在も相生山緑地や猪高緑地、細根公園など6か所で、この「オアシスの森づくり事業」を進めています。今後もさらに「借地対応」区域において、取り組んでいきたいと考えております。

また、この他「特別緑地保全地区制度」や「風致地区制度」など緑地保全に係る制度もありますので、これらを効果的に活用していくなど、総合的に緑の保全に努めていきたいと考えております。

Ⅱ. 個々の長期未整備公園緑地に関するもの（391件）

【宝勝寺公園:4件】

【市民意見の概要】

●都市計画の見直し

- ・ 現在活用している土地が公園予定地に含まれており、是非解除をお願いしたい。
- ・ 公園を整備していくことに賛成する。

●公園施設の整備

- ・ 登り下りの道が狭いため、手すり等が付けばより安全かと思う。

●その他

- ・ 公園名は守山城址公園がいいと思う。

【市の考え方】

●都市計画の見直し

宝勝寺公園は、周知の埋蔵文化財包蔵地である守山城跡に位置しており、都市計画の見直しの基本方針【1】の「遺跡等で歴史上又は学術上価値の高いものがある区域」に該当するため、都市計画公園として区域を維持することとしています。

●公園施設の整備

公園の整備内容へのご意見をいただきましたが、整備プログラムは、個別の公園の整備内容ではなく、いつ用地の買収に着手するかという時期をお示ししたものとなっています。今後、公園の整備内容に関しましては、用地の取得状況に応じ、整備計画策定時に地域の皆さまのご意見を伺い、反映していきたいと考えています。

●その他

都市計画上の名称を変更する予定はありませんが、整備が完了して市民の皆さまにお使いいただく際の都市公園の名称は、町名など一定ルールの中で地域の意向を尊重して決定するようにしております。

【米野公園:1件】

【市民意見の概要】

●事業の着手時期

- ・ 未整備部分に子どもたちが中に入ったり、車も無制限に駐車できるようになったりしてしまい、危ない。早く整備をしてほしい。

【市の考え方】

●事業の着手時期

米野公園は長期未整備公園の中で優先度が高く、平成 11 年度から事業に着手しています。その後、他の区域に優先して事業に取り組むとともに、関係権利者の皆さまにご協力をいただきながら約 95%の区域について整備が進んでいます。今後も、全域供用をめざし、より一層の事業推進に努めてまいります。

【城山公園:12 件】

【市民意見の概要】

●都市計画の見直し

- ・ 今回の都市計画の見直しで城山公園の削除の報告を頂き、本当に嬉しく感謝でいっぱい。
- ・ 削除検討が本当に削除決定か明確ではなく不安。
- ・ 今回の城山公園の都市計画の見直しで、周辺部が削除されようとしているのは問題であり、極力やめてほしい。
- ・ なぜそこまでして公園を作らねばならないのか。城山公園は、平日の利用者は少なく土・日等は、子供連れの親子が数名という現状で、今さら公園のために他へ生活に移すという事は、非情。
- ・ 北側地域は、日常人も通らぬ道で、この場所に公園を造っても誰が利用するのか疑問ばかり。もっと住民の声を聞いてほしい。
- ・ 少子化で増々人口が減っていくのに誰が利用するのか。
- ・ 「計画存続」区域について、城山公園北東部の側面道路は幅員が狭く車の擦れ違いの幅がなく、震災の時は周辺からの火が山の上へ燃え上ってくるから危険。眺望がよいことから住宅地として売却し、東側を整備すべきではないか。
- ・ かつては昭和塾堂の立つ城山の姿をどこからでも眺めることができ、千種区を象徴するランドマークの一つであった。今後ますます高層マンションに視界が遮られてしまわないよう、住民の視点に立ったまちづくりをおこなってほしい。
- ・ 末森城跡は堀の形などが良好に残り、歴史的に極めて貴重な遺跡である。都市計画の見直しに当たっては、関係部局と十分に調整を図り、専門家の意見聴取や実地調査を行う必要がある。
- ・ 人口集積地のなか、これだけ自然が守られているのはきわめて貴重であり、近隣住民の憩いの場となっている。これからも自然の風致を維持し、公園を守ってほしい。

●事業の着手時期

- ・ 「事業推進」に納得ができない。現在、土砂崩れの仮止めがしてある箇所、昨年本格的な工事が始まったが、都市計画とは別の事なので、ついでにやればよいという考えは許せない。特別危険区域の場所でもあるので、立ち退きは絶対になく、土砂崩れの防壁工事は 1 日も早くお願いする。

●公園用地の取得

- ・ 後期高齢者にとって、ささやかな年金生活で立ち退いた後の住まいはどうするのか。

【市の考え方】

●都市計画の見直し

城山公園の未整備区域のうち、東側及び西側については、地形的に一体整備が行えないため、その公園機能が十分に発揮されない区域と判断し、「削除検討」の区域としております。

「計画存続」としている北側及び「事業推進」としている南側区域については、既に相当の部分を先行的に市が用地取得している区域及び事業着手している区域であることから、都市計画公園として区域を維持することとしています。

なお、今回の「長期未整備公園緑地の都市計画の見直しの方針と整備プログラム（第2次）」は、これにより直ちに現在の都市計画を変更するものではなく、都市計画の見直しの方向性を提示させていただいたものです。

今後、説明会等を通じて、関係権利者や地域の皆さまと話し合いながら、合意形成を図っていききたいと考えています。

●事業の着手時期

城山公園は平成20年に策定した「長期未整備公園緑地の都市計画の見直しの方針と整備プログラム」においては、平成30～39年度の間事業着手する予定としておりました。しかし、南側の区域については、平成27年3月に土砂災害特別警戒区域に指定され、実際に土砂が流出し防災上の緊急性が高まったため、整備プログラムの事業着手時期に先立ち、事業に入ることとなりました。

●公園用地の取得

公園事業の推進にあたりましては、関係権利者の皆さまの生活再建を最優先に取り組んでいききたいと考えています。今後も個別交渉において、各々の状況やご要望をお伺いしながら、ご理解とご協力を求めていききたいと考えています。

【松蔭公園:14件】

【市民意見の概要】

●都市計画の見直しと事業の着手時期

- ・ 住みなれた地域で、終生静かに暮らしたい。高齢者にとって、知らない土地での生活は考えられない。「削除検討」の区域にしてほしい。
- ・ 今後10年以内に事業着手でなく、もっと早く推進してほしい。(3)
- ・ 松蔭は民家が隣接し、災害の際救急消防車両がスムーズに入れる場所や大勢の住民が安心して避難し、仮設住宅を建てられる広い公園がない。南海トラフ地震の心配もあり一刻も早く事業を始めてほしい。

- ・ 松蔭公園の都市計画決定がなされたのは昭和 22 年、決定されてから着手するまで、こんなにも長い年月がかかるのか。
- ・ 土地の権利者は二代、三代にわたって土地の有効活用に支障をきたしている。これ以上の放置はやめて、早急に着手してほしい。

●公園用地の取得

- ・ 現在の生活環境が保たれる条件で進めてほしい。
- ・ まず代わりとなる住む所を用意した上で、現在の土地、家を買ってほしい。
- ・ 住民によっても考え方に違いがあるので、早期に移転に同意できる住民の把握が必要。

●今後の予定

- ・ 説明会以来、9 年間何もなく大変不安であった。
- ・ 平成 30 年度からは年次計画を 10 年分作成して説明してほしい。
- ・ 家が古くなれば、次から次へと直すところが出て来るため、具体的な説明をお願いする。

●公園施設の整備

- ・ 遠くの山がよく見える所なので、景色が見える塔か高台の施設を希望する。

【市の考え方】

●都市計画の見直しと事業の着手時期

松蔭公園は、地域における災害時の避難地や復旧の拠点として防災機能が発揮される公園と考
えており、都市計画公園として区域を維持することとしています。

事業の着手時期につきましては、事業の効果・効率による評価などから事業優先度を決定して
おり、松蔭公園は、防災上の評価が高く、今回の整備プログラムにおいては早期に事業に着手す
る「優先事業化」として位置づけております。なお、事業着手時期は、今後の地価や財政事情に大
きく左右されるため、1 年ごとではなく 10 年を 1 つの単位としてお示ししております。今後は、
10 年以内に事業に着手するよう取り組んでまいります。

●公園用地の取得

公園事業の推進にあたりましては、関係権利者の皆さまの生活再建を最優先に取り組んでいき
たいと考えています。また、移転先については、周辺の不動産の情報提供にも努めていきます。
事業着手後は個別のご相談を承ることで、関係権利者の皆さまの状況やご要望をお伺いしなが
ら、ご不安の軽減に努めてまいります。

●今後の予定

今後は、事業着手時期の目途についての説明会を開催し、関係権利者や地域の皆さまにご説明
していきたいと考えています。

●公園施設の整備

公園の整備内容へのご意見をいただきましたが、整備プログラムは、個別の公園の整備内容ではなく、いつ用地の買収に着手するかという時期をお示ししたものとなっています。今後、公園の整備内容に関しましては、用地の取得状況に応じ、整備計画策定時に地域の皆さまのご意見を伺い、反映していきたいと考えています。

【松葉公園:3件】

【市民意見の概要】

●都市計画の見直し

- ・ 既存の一戸建等、住宅が建ち並ぶ中、多額の買収費を払ってまで公園にする必要性を感じない。既にできている公園で十分である。

●公園用地の取得

- ・ 土地の使用料を生活費にしており、この使用料がなくなると困る。

●公園施設の整備

- ・ 松葉公園に芝生公園、花見ができる桜の植木、サイクリングロード、ジョギングロード、アスレチック設備の整備を要望する。

【市の考え方】

●都市計画の見直し

松葉公園の未整備区域については、松葉公園周辺は防災上必要な避難スペースが不足する圏域であることから、都市計画公園として区域を維持することとしています。

●公園用地の取得

公園事業の推進にあたりましては、関係権利者の皆さまの生活再建を最優先に取り組んでいきたいと考えています。また、代替地の確保については、周辺の不動産の情報提供にも努めていきます。事業着手後は個別のご相談を承ることで、ご不安の軽減に努めてまいります。

●公園施設の整備

公園の整備内容へのご意見をいただきましたが、整備プログラムは、個別の公園の整備内容ではなく、いつ用地の買収に着手するかという時期をお示ししたものとなっています。既に公園となっている松葉公園の施設なども踏まえて、新しく公園としていく区域の整備内容に関しましては、今後、用地の取得状況に応じ、整備計画策定時に地域の皆さまのご意見を伺い、反映していきたいと考えています。

【富田公園:1 件】

【市民意見の概要】

●事業の着手時期と公園施設の整備

- ・ JR関西線高架下より南側の道路は幅員が狭く歩行者の通路が確保できないばかりか、車が路側帯にはみ出して通行し、大変危険である。富田公園南部を整備し、JR関西線沿いに散策路を設け東西の歩行者用通路を確保することを提案する。

【市の考え方】

●事業の着手時期と公園施設の整備

事業の着手時期につきましては、事業の進捗や土地の利用状況等から公園緑地や区域の類型化を行い、公園別に対応方針を定めました。ご意見をいただいた富田公園は、公園としては、現状ですでに機能がほぼ充足していることから、概成している公園と考えています。

歩行者用通路の確保については、関係部局等に伝えさせていただきます。

【多加良浦公園:1 件】

【市民意見の概要】

●都市計画の見直し

- ・ 都市計画の見直し案に賛成する。

【市の考え方】

●都市計画の見直し

多加良浦公園について、都市計画の見直しの基本方針【5】2)の「縁辺部にあり、おおむね1ha以上かつ8割以上宅地化している区域」に該当する区域を「削除検討」の区域としております。

今後、説明会等を通じて、関係権利者や地域の皆さまと話し合いながら、合意形成を図っていききたいと考えています。

【桶狭間公園:21 件】

【市民意見の概要】

●都市計画の見直し

- ・ 周囲の住民も次第に年齢を重ね、違う土地への移住も難しいことから、削除に賛成。
- ・ 宅地部の区域削除で移転の心配がなくなり、安心している。
- ・ 都市計画の見直しで区域削除されることを希望する。(2)
- ・ 近くの大高緑地公園が使われていないのに、公園を作る必要性が感じられない。

- ・ 「削除検討」の区域となったことに絶望している。
- ・ 去年、立ち退きの際の補償などの話を詳しく聞いたうえで、家を建てる判断をしたのに、急に意向を変えられて困っている。
- ・ 7、8年前に公民館で説明があった時、市の担当者が平成40年から45年の間に買収にとりかかると説明していたが、一体何だったのか。
- ・ 第1次計画に伴い生涯計画を立てて生活している。今更、計画を見直さないでほしい。見直すような計画は、はじめから示さないでほしい。宅地だからといって独断で削除検討するのではなく、地域の意見を反映させてほしい。
- ・ ニツ池と樹林地、神明社林を中心に桶狭間公園を設定し、都市計画区域を全廃、ただし、隣接の農耕地は公園化することを提案する。
- ・ 都市防災、避難地としての面積が不足するなら、都市計画区域の住宅地以外を公園化することを提案する。
- ・ 共用地は必要（小公園、避難所）。
- ・ 「削除検討」の区域内の先行取得地はどうなるのか。
- ・ 規制条件は変わるか。
- ・ 減税処置は変わるか。
- ・ 住宅環境がおきざりになってしまわないか。
- ・ 削除検討とあるが、決定、確定ではないのか。決定となるなら時期はいつか。

●事業の着手時期

- ・ 「借地対応」となったことに大賛成。
- ・ 「借地対応」とは具体的にどういうことなのか説明してほしい。

●今後の予定

- ・ 今後の都市計画変更のスケジュールについて早めに進めてほしい。(2)

【市の考え方】

●都市計画の見直し

桶狭間公園の未整備区域のうち、都市計画の見直しの基本方針【5】2)の「縁辺部にあり、おおむね1ha以上かつ8割以上宅地化している区域」に該当する区域と、その区域を削除した場合に公園機能が十分に発揮されなくなる区域を「削除検討」の区域としています。

また、ニツ池周辺部分につきましては、都市計画の見直しの基本方針【1】の「現況でまとまりのある樹林地」の区域に該当するため、都市計画公園として区域を維持することとしています。

桶狭間公園を区域削除した場合の周辺の防災上必要な避難スペースについては、周辺の清水山中央公園や上ノ山公園も考慮して、充足していると考えております。

今回の区域見直しに伴う用途地域等につきましては、周辺の指定状況や、変更後のあるべき土地利用の方向性をふまえ、見直しが必要な区域について検討していきたいと考えております。

また、「削除検討」区域内の公有地の取扱いにつきましては、樹林地である場合や、空閑地である場合などそれぞれ状況が様々であるため、公有地の周辺状況をふまえながら公的な利活用等

について検討してまいります。

なお、今回の「長期未整備公園緑地の都市計画の見直しの方針と整備プログラム（第2次）」は、これにより直ちに現在の都市計画を変更するものではなく、都市計画の見直しの考え方を提示させていただいたものです。

●事業の着手時期

本市では、用地買収や整備等を行う公園事業に先駆け民有の樹林地を借地し、その保全活用を図る「オアシスの森づくり事業」に取り組んでいます。これにより、土地所有者の皆さまは税の優遇措置が受けられ、市民も早期に緑地を利用することができます。「借地対応」とは、公園事業に着手するまでの間、この「オアシスの森づくり事業」によって樹林地を保全していこうとする区域です。

今後も都市計画公園として存続する桶狭間公園の区域は、特別緑地保全地区に隣接し、まとまりのある樹林地や二ツ池等多様な自然環境を有していることから、この「オアシスの森づくり事業」に取り組み、樹林地の保全と早期市民供用、そして関係権利者の負担軽減に努めてまいりたいと考えております。

●今後の予定

今後、都市計画の見直しの考え方と事業着手時期の目途について、関係権利者や地域の皆さまにご理解いただけるよう、説明会を開催する予定です。その中で、皆さまと話し合いながら進めていきたいと考えています。

【細根公園:2件】

【市民意見の概要】

●都市計画の見直し

- ・ 将来は家を建てたいと思っているので、是非、削除してほしい。
- ・ 「削除検討」の区域のうち、道路に面していない土地について、建築も出来ず、売却することも期待できないため、放置するしかなくなる。

【市の考え方】

●都市計画の見直し

細根公園の未整備区域のうち、都市計画の見直しの基本方針【5】1)の「縁辺部にあり、道路等によって区切られた街区等でおおむね8割以上宅地化している区域」に該当する東側区域について「削除検討」の区域としています。また、西側区域の境界が一部不明確となっている箇所について、区域整正のための「削除検討」の区域としているものです。

今後、説明会等を通じて、関係権利者や地域の皆さまと話し合いながら、合意形成を図っていききたいと考えています。

【瑞穂公園:4 件】

【市民意見の概要】

●都市計画の見直しと事業の着手時期

- ・ 引き続き、終の住処として、住み続けることを希望する。
- ・ 公園緑地からの都市計画変更、市による民有地買収、現状維持のいずれでも構わない。
- ・ 瑞穂公園は陸上競技場、野球場、ラグビー場など広大な緑地の中にあらゆる設備が充実しており、更なる拡張は必要ない。
- ・ 長期間整備できていない公園緑地が市内に 32 か所あるのであれば、予算を見ながら他の所を優先して順次整備していくべき。

【市の考え方】

●都市計画の見直しと事業の着手時期

瑞穂公園の無明洞北側の未整備区域については、あゆちの水の伝承地があり、都市計画の見直しの基本方針【1】「遺跡等で歴史上又は学術上価値の高いものがある区域」に該当することから都市計画公園として区域を維持することとしております。

また、事業の着手時期につきましては、瑞穂公園全体の再整備を検討する中で、公園事業の必要性が高まった際に事業の着手を検討します。

【中村公園:17 件】

【市民意見の概要】

●都市計画の見直しと事業の着手時期

- ・ 中村公園の削除に反対。(3)
- ・ 中村公園の削除に反対。中村公園の出入口になり、公園機能として必要な区域。(3)
- ・ 参道を通して正面に現れる部分にも関わらず、「公園機能が発揮されない」と称されるのには違和感がある。
- ・ 秀吉ゆかりの地で最近まちづくり活動が盛んな中村公園の「削除検討」の区域については再考してほしい。駅西の魅力ある資源として活用すべきであり、通りに面した公園等のエントランスとして必要な区域。
- ・ 中村公園の南側は公園の表であり、図書館にも近いので、ぜひ将来は公園にして有効活用してほしい。
- ・ 中村公園の都市計画削除について、再考願う。歴史風情のある中村公園については、時間をかけてでもしっかりとした風格をもたせてほしい。
- ・ 区域の西には既に公園用地となっている狭い区域もあり、その有効利用を進めるうえでも削除でなく時間をかけてでも地権者の理解を得て進めてほしい。
- ・ 家が古いので壊して建替えたいが、この計画のことが心をよぎり、心配している。
- ・ 概成型につき、適期事業開始というのは余りにも期間が長すぎる。どのタイミングで代替地

を探し始めればよいか見当もつかず、探す気力もなくなる。早い時期に事業を進めてほしい。

●公園施設の整備

- ・ 中村公園の夏まつりの時など大勢の人でにぎわい、いつも駐車場が不足している。
- ・ 中村公園の南側は文化プラザの入り口として整備してほしい。
- ・ 競輪場を是非廃止すべき。時代に合わず、公園の雰囲気にもかかわる。
- ・ 中村公園の魅力が高まるような整備がなされることを願う。

【市の考え方】

●都市計画の見直しと事業の着手時期

中村公園の未整備区域のうち、北側部分については緊急輸送路である外堀町線に接続する部分であり、北側及び西側部分について相当部分が公有地であることから、都市計画公園として区域を維持することとしています。

南側部分については、整備を行わないとしても公園機能上支障がない区域と考え、「都市計画の見直しの方針（第2次）（案）」においては「削除検討」の区域としていました。今回いただいた意見を踏まえて再度検討した結果、高い歴史性・文化性を有する中村公園において、当該区域は中村公園文化プラザに隣接した公園の正面部分に位置し、整備を行った場合に公園機能の増進が見込まれることから、都市計画公園として区域を維持することに変更いたしました。

事業の着手時期につきましては「概成」として、公園事業の必要性が高まった際に事業の着手を検討します。

今後、説明会等を通じて、関係権利者や地域の皆さまと話し合いながら、合意形成を図っていきたいと考えています。

●公園施設の整備

公園の整備内容へのご意見をいただきましたが、整備プログラムは、個別の公園の整備内容ではなく、いつ用地の買収に着手するかという時期をお示ししたものとなっています。今後、公園の整備内容に関しましては、整備計画策定時に地域の皆さまのご意見を伺い、反映していきたいと考えています。

【新茶屋川公園:2件】

【市民意見の概要】

●事業の着手時期

- ・ 周辺に大型ショッピングセンターや名二環 IC が設置され、遠くからの集客が見込まれ公園利用者が高いと思われるので、早期の着工を望む。
- ・ 公園の西道路は春になると土日は車の駐車一杯であり、公園の駐車場として早く買い上げてほしい。

【市の考え方】

●事業の着手時期

事業の着手時期につきましては、公園緑地を事業の進捗、土地の利用状況から類型化し、類型ごとの対応方針を定め、事業の効果・効率による評価などから事業優先度を決定しました。新茶屋川公園は、事業優先度や想定する事業費等から「計画存続」として、今後20年以降（2038年度～）に事業着手としています。

今後は、説明会等を通じて皆さまのご意見を伺いながら、整備プログラムの検証や更なる課題の洗い出しを図りたいと考えています。その中で、他の公園緑地に先駆けて着手することが客観的に妥当な場合などにはおおむね5年ごとに着手時期の見直しを検討します。

【熊野公園:2件】

【市民意見の概要】

●事業の着手時期

- ・ 熊野公園は開発が進んできているため、「借地対応」ではなく早期に公園にして、森を保全してほしい。

●公園施設の整備

- ・ 地域の各種団体と意見交換をしながら、地域住民の公園づくりや管理への参加を図ってきたい。

【市の考え方】

●事業の着手時期

本市では、用地買収や整備等を行う公園事業に先駆け民有の樹林地を借地し、その保全活用を図る「オアシスの森づくり事業」に取り組んでいます。これにより、土地所有者の皆さまは税の優遇措置が受けられ、市民も早期に緑地を利用することができます。

熊野公園にはまとまりのある貴重な樹林地が今も残っているため、公園事業に着手し、その保全に努めていく必要があると考えております。しかし都市計画公園事業には今後も多大な資金と時間を要するため、熊野公園においては「借地対応」とさせていただき、「オアシスの森づくり事業」に取り組んでいくことで樹林地の保全と早期市民供用、そして関係権利者の負担軽減に努めてまいりたいと考えております。

●公園施設の整備

今回の整備プログラムでは、個別の公園の整備内容ではなく、いつ用地の買収に着手するかという時期をお示ししたものとなっています。今後、公園の整備内容や管理体制に関しましては、用地の取得状況に応じ、整備計画策定時に地域の皆さまのご意見を伺い、反映していきたいと考えています。

【新海池公園:9 件】

【市民意見の概要】

●事業の着手時期

- ・ 新海池公園は緑豊かで景色もよく、多くの市民の方が散歩し、スポーツを楽しんでいる。今の豊かな緑を残すためにも「事業収束」区域と合わせて、早期に全体整備を進めてほしい。
- ・ 家族も高齢になり、20年後には次の世代が土地を受け継ぎ、遠方だったり、複数人の手続きとなるため、早急な対策をお願いしたい。
- ・ 早く整備してほしい。竹が折れかかっている、道路面まで倒れて危険。公園を一周する人が多いが、必ず公園外へ出ないと一周できない。
- ・ 人口が鳴海町へ流れ、若いファミリーが住みたいと思うような地域にし、公園をきれいにしてくれている高齢者のボランティアの方達にも生きがいが続くようにしてほしい。

●公園用地の取得

- ・ 事業の際は、住民の意見を尊重してほしい。

●公園施設の整備

- ・ 新海池の葦の群生は、生態系の保全のために絶対に残してほしい。
- ・ 現在南東側にある四阿から池の中ほどの噴水迄の浮き橋を整備してほしい。
- ・ グラウンドの砂利、岸辺、周辺の土砂が雨降る度に池の底に流れ込んで底床が上がるので、計画的に池の汚泥除去が必要。
- ・ 新海池はブラックバス等の外来種による住処で生物多様性の概念から外れ、面積を拡大してもメンテナンスできない公園では、不衛生で、治安悪化・公害の原因になりかねない。事業整備を行う費用があるなら現状の問題を解決してから行うべきだ。

【市の考え方】

●事業の着手時期

事業の着手時期につきましては、公園緑地を事業の進捗、土地の利用状況から区域に細分化し、公園緑地や区域の類型化を行い、類型ごとの対応方針を定め、事業の効果・効率による評価などから事業優先度を決定しました。新海池公園は、事業に着手している「事業収束」区域と未着手の区域に分かれています。「事業収束」区域につきましては、関係権利者の皆さまにご協力をいただきながら他の区域に優先して事業に取り組んでまいります。未着手の区域については、事業優先度や想定する事業費等から「計画存続」として、今後20年以降（2038年度～）に事業着手としています。

今後は、説明会等を通じて皆さまのご意見を伺いながら、整備プログラムの検証や更なる課題の洗い出しを図りたいと考えています。その中で、他の公園緑地に先駆けて着手することが客観的に妥当な場合などにはおおむね5年ごとに着手時期の見直しを検討します。

●公園用地の取得

公園事業の推進にあたりましては、関係権利者の皆さまの生活再建を最優先に取り組んでいきたいと考えています。事業着手後は個別のご相談を承ることで、関係権利者の皆さまの状況やご要望をお伺いしながら、ご不安の軽減に努めてまいります。

●公園施設の整備

公園の整備内容へのご意見をいただきましたが、整備プログラムは、公園の整備内容ではなく、いつ用地の買収に着手するかという時期をお示ししたものとなっています。

新海池公園につきましては、遊具やグラウンドだけでなく、区域の約3分の1を占める新海池や樹林地など様々な環境を備えた地域に親しまれる公園となっています。池等の維持管理については関係部署と連携を図りながら適正な管理に努めてまいります。今後、新しく公園としていく区域の整備内容に関しましては、用地の取得状況に応じ、現在の課題も踏まえて地域の皆さまのご意見を伺い、反映していきたいと考えています。

【氷上公園:17件】

【市民意見の概要】

●事業の着手時期

- ・ 一日も早く土地を買収してほしい。(3)
- ・ すでに公園指定から70年も過ぎていることを考えてほしい。
- ・ 氷上公園整備計画を2020年からの10年間で完成させることを強く希望する。
- ・ 長年公園計画を聞いているが、なかなか実現しない。高齢化により土地を維持していくことも困難になりつつあり、公園の実現化をしてほしい。
- ・ 耕作地として利用している土地が今後20年以降に事業着手とする地区に含まれているが、今後10年～20年以内に事業着手してほしい。
- ・ 第2次案では、当初計画より10年ほど延期になる。当初の事業化までは何とか土地を管理してきたが、もう10年先となると今後どの様にその土地と向き合っていくべきか迷っている。早期の実施を願う。
- ・ 氷上姉子神社も歴史があり名所になっているので、隣接した場所に公園整備を行えば、人が集まる観光地としても魅力ある場所になる。
- ・ 2018年に完成予定の隣接する東海市の緑陽公園と一体化した大規模な総合公園を計画されることを希望する。

●先行取得

- ・ 地権者の買取り要求に応じ、順次聴取に応じ買取りを行って欲しい。計画区域の土地の名古屋市による早期買上げを切に希望する。(2)

●公園施設の整備

- ・ 防犯のためにも、子ども用の遊具を歩行者や大人から目につきやすい入り口近くに設置して

ほしい。

- ・ 氷上公園は芝生や遊具など広々と子どもが走り回って遊べる公園にしてほしい。
- ・ 新しい公園なので若い世代の感覚に合わせた遊具やデザイン性のある施設、現代アートや建築物など名所になるものを作って大高の名所になってほしい。
- ・ 高台から東海市の花火を眺めたい。
- ・ 公園計画について、平野池から南側沿いの道路と定納山に抜ける道路計画を合わせて検討してほしい。歩道だけでなく自転車が安全に通行出来るように計画し、隣接地には畑、果樹の農地が多いので、農作業に支障が出ない様に公害にも配慮が必要。

【市の考え方】

●事業の着手時期

事業の着手時期につきましては、公園緑地を事業の進捗、土地の利用状況から区域に細分化し、公園緑地や区域の類型化を行い、類型ごとの対応方針を定め、事業の効果・効率による評価などから事業優先度を決定しました。氷上公園は、区域を2つに分け、事業の効果や関連する道路事業が廃止候補路線となったこと、想定する事業費等を考慮し、北側区域は「事業化」として今後10年から20年（2028～2037年度）、南側区域は「計画存続」として今後20年以降（2038年度～）に事業着手としています。

今後は、説明会等を通じて皆さまのご意見を伺いながら、整備プログラムの検証や更なる課題の洗い出しを図りたいと考えています。その中で、他の公園緑地に先駆けて着手することが客観的に妥当な場合などには、おおむね5年ごとに着手時期の見直しを検討します。

また、隣接する東海市の公園につきましては、必要に応じて情報交換を図りながら調整を行っていきたいと考えています。

●先行取得

本市では予算の減少等により、事業着手する前に土地を取得する先行取得の受付は、現在停止している状況です。

●公園施設の整備

公園の整備内容への様々なご意見をいただきましたが、整備プログラムは、公園の整備内容ではなく、いつ用地の買収に着手するかという時期をお示ししたものとなっています。今後、公園の整備内容に関しましては、用地の取得状況に応じ、整備計画策定時に地域の皆さまのご意見を伺い、反映していきたいと考えています。

【明德公園:6件】

【市民意見の概要】

●都市計画の見直しと事業の着手時期

- ・ 明德公園一帯は災害避難場所として重要な役割を果たす場所だと考える。

- ・ 早く土地の買い取りするか税金を免除してほしい。

●公園施設の整備

- ・ 区域の農地は市民に一坪農地として貸し出すと、農園を楽しみながら区民の交流を図れ、名古屋市としても草刈の費用の節約が出来る。竹林には、子供の遊具とつながりのよい場所に「竹工房」を建て、廻りの竹を整備しながら、その竹を利用して、竹細工・竹製品を作って趣味と実益をかねる場所とする。
- ・ ここには十六地蔵堂があり、散策の折々交流を図るのもよい。
- ・ 明德公園の池について、汚い水を浄化する薬のご検討をお願い致します。それが適さない場合、水蓮をいっぱい育てると浄化と花を楽しめる。
- ・ 明德公園からもっと活気が出るような公園施設の整備やイベントの開催をしてほしい。

【市の考え方】

●都市計画の見直しと事業の着手時期

明德公園は、地震・大規模な火事から避難者を守るための空間を有し、広域避難場所に指定されている公園として引き続き防災上重要な公園と考えております。また、本市においては、都市計画公園緑地が定められた土地の面積割合に応じて、固定資産税・都市計画税の算出の基礎となる土地の評価額について最大5割の減価補正をしております。

事業の着手時期につきましては、公園緑地を事業の進捗、土地の利用状況から区域に細分化し、公園緑地や区域の類型化を行い、類型ごとの対応方針を定め、事業の効果・効率による評価などから事業優先度を決定しました。明德公園は、区域を3つに分け、現在事業に着手している区域は「事業収束」、未着手の区域のうち西側の区域を「借地対応」、東側の区域は事業優先度や想定する事業費等から「計画存続」として、今後20年以降（2038年度～）に事業着手としています。

今後は、説明会等を通じて皆さまのご意見を伺いながら、整備プログラムの検証や更なる課題の洗い出しを図りたいと考えています。その中で、他の公園緑地に先駆けて着手することが客観的に妥当な場合などには、おおむね5年ごとに着手時期の見直しを検討します。

●公園施設の整備

公園の整備内容へのご意見をいただきましたが、整備プログラムは、公園の整備内容ではなく、いつ用地の買収に着手するかという時期をお示ししたものとなっています。今後、公園の整備内容に関しましては、用地の取得状況に応じ、整備計画策定時に地域の皆さまのご意見を伺い、反映していきたいと考えています。

【東山公園:146件】

【市民意見の概要】

●都市計画の見直し

（基本的な考え方について）

- ・ 今回の都市計画の見直し案を高く評価する。(5)
- ・ 将来の事を考えると不安だったが、今回の案に大きな安心を得る事ができた。(3)
- ・ 宅地に沿って都市計画の削除検討が行われており、居住する人たちは住み続けられることに大変喜んでる。(2)
- ・ 宅地化の進行区域、また計画の縁辺部にあたる地域を都市計画から削除することに賛成。(5)
- ・ 今回の都市計画の見直し(案)によって、今後も安心して住み続けられるようになったことに大変感謝する。(2)
- ・ 今回の大胆な都市計画の見直しや変更を先行事例として、これからも時代や社会状況の変化に応じて長期未整備公園に関わる都市計画の見直しや整備プログラムの変更を適宜、柔軟に進めていただきたい。
- ・ 都市計画の区域削除は英断である。
- ・ 将来市が買い取ると考え家の売却ではなく修繕にした。もっと早く決めてほしかった。
- ・ 「削除検討」の区域とするにあたっての前提条件を提示してほしい。
- ・ 都市計画決定が解除される場所と解除されない場所の線引きについて、明確な根拠を示してほしい。
- ・ 長期的視点に立った都市計画の見直し方針に基づき、見直しを願う。
- ・ 昔のままの計画でなく、都市計画の見直しの方針をしっかりと持ち、住宅地として民間企業が魅力を感じ投資が出来る方向性を、環境を含め見直して都市計画を策定してほしい。
- ・ 都市計画策定時からの時代変化を考え、都市計画の見直しを検討いただくことを切望する。(2)
- ・ 今回の都市計画の見直しで「削除検討」の区域にならなかった土地についても、「削除検討」の区域に含めてほしい。(49)
- ・ 既存住宅をはずし国道 153 号線より何 m 内というように直線的な線引きが出来ないものか。既存私有地道路の線引きでは、以後に問題を残す。
- ・ 家の建て替え等を検討しており、もし都市計画の区域削除がされれば、安心して住むことが出来る。
- ・ 高齢で、家族も重い持病があり引越しが困難。現在の場所にこのまま住み続けたい。
- ・ 「削除検討」の区域に含まれない理由が、住んでいる人の気持ちを無視している。
- ・ 「借地対応」区域についても既に宅地化している部分が数多くあり削除を希望する。地区の住民は、常に将来事業着手時に移転が求められることについて不安を感じている。
- ・ 公園全体から見て、分断される地域や孤立する個所の解消のため、「削除検討」の区域の見直しをしてほしい。
- ・ 当地域が、立地的に、この先も公園としての機能を持つエリアとは思わない。
- ・ 今回の都市計画の見直しにおいて「削除検討」の区域となったが、所有地は緑が多く、剪定等の管理も適切に行っており、周辺の宅地化が進む中で、これだけの自然環境の残った雑木林は貴重で重要性は高いと考える。

(生活への影響等について)

- ・ 市の状況もよく理解できたが、今後の社会状況の変化に伴って、この地域もまた変わっていく。より住みやすい地域になっていくことを願っている。

- ・ 第2次案で、町を二分するという分け方を悲しく思う。二分しないで全町削除を望む。
- ・ 長い間同じ町内会で互いに助け合い暮らしてきたのに、道一本隔てるだけで立退きとは非常に困惑している。
- ・ 今回の都市計画の見直しにより藤巻町自治会が南北分断される。
- ・ 今回の都市計画の見直し(案)で、「削除検討」の区域が町内全戸ではなく、町内が分断されている。町内の分断は災害時、隣近所の「共助」に反するのではないか。(2)
- ・ 藤巻町は、「藤巻のさと構想」を進めているが、都市計画の見直し案を見る限り、藤巻町は分断され、これまでの取組が無に帰する。藤巻町を一体のものとし、公園緑地から削除し樹林緑地を確保していくか、公園緑地との共存を図るかのいずれかで検討してほしい。
- ・ 藤巻町の「藤巻のさと構想」の実現に向けて現段階で削除検討をすべきでない。「藤巻のさと構想」の基礎が出来上がることを前提として削除検討すると明言すべき。
- ・ 立ち退きで家が減ることによって、町内会の今後の維持が難しくなる様に思われ心配している。
- ・ 都市計画公園緑地が解除されない場合、インフラ整備が行われなため、解除された場所との格差が生じ、不公平感を感じる。
- ・ 新池沿いにある私道を「借地対応」にして、安心して通行出来る道路にしてほしい。
- ・ 私道に排水が通せない問題に対して、下水対応は私道・公園指定エリアとは切り離し、対応方法の検討をお願いする。
- ・ 歯ぬけになった宅地を今後どのように整備していくのか。
- ・ 「削除検討」の区域内の市有地は、売りに出すのか。
- ・ 各地権者の考えも多様であると思うので、各々にて選択制とすることを検討してほしい。

●都市計画公園緑地内の建築制限

- ・ 建築制限の緩和地域では、実際に容積率や建ぺい率がどのようにかわるのか数字を示してほしい。
- ・ 山香町の風致地区はどのように変わるのか。
- ・ 都市計画の見直し後の建物構造の他に、緑地率・色彩規定、建ぺい率・容積率見直しなどの建築制限の変更についても詳細を都市計画の見直しと同時に提示してほしい。
- ・ 建ぺい率、建築基準など様々な緑地内の規制によって、希望する建物が造れない。一刻も早く都市計画の区域削除等の検討をしてほしい。
- ・ 借家の賃料を減免された固定資産税をもとに算出しており、都市計画の区域削除により減免がなくなると現在の賃料では賄っていけない。

●事業の着手時期

- ・ 体が動く間に早く、落ち着いた住宅地へ移転したい。速やかに事業化をしてほしい。
- ・ 高齢のため土地を維持していく事が困難になり、早くよい方向性が見えるとよいと思っていた。今回、「借地対応」になりひとまず安心した。
- ・ 「借地対応」になり困惑している。予定通り買取してほしい。(4)
- ・ 事業着手時期や、借地期間などもっと具体的かつ明確な方向を示す必要がある。
- ・ 「まとまった樹林地」「保護する樹林地」は、都市計画が積極的に樹林地保護を図るものであ

ることを示すためにも事業化を急ぐべき。(2)

- ・ オアシスの森の整備方針について、具体的な説明をしてほしい。樹林地でない場所の活用方法などについても説明してほしい。(2)
- ・ 移転対象住民にとって最も厳しい2次案であり、移転時期が先延ばしされただけで高齢者にとっては生きていく間のインフラ整備は期待出来ないものとなった。
- ・ 私有地隣接道路の買上げをお願いします。(2)
- ・ 事業着手に至るまでの間は、対象地域住民により寄り添った対応をお願いします。
- ・ 都市計画公園区域に住んでいる市民は、年々高齢化し、もし移転となると住み慣れぬ土地へ移ることを心配する。そうならないような施策を取ってほしい。
- ・ 道路を生活排水も流れ、夏には草が伸び、蚊、ブヨが発生して困っている。高齢になり、道路の補修もままならず不自由な生活をしている。一刻も早く公園として事業化されることを希望する。

●先行取得

- ・ 退去を希望している死活問題を抱える高齢者にだけは救済の窓口を設けるべき。

●今後の予定

- ・ 出来る限り早期に削除をしてほしい。
- ・ 冊子をもてもよくわからないので、わかりやすく説明してほしい。
- ・ 説明が足りない。住民への説明会実施を求む。(2)
- ・ 今回の都市計画の見直しで、「削除検討」の区域に含まれなかった方に対して丁寧な説明と今後の対応をお願いします。(3)
- ・ 課題に取り組むための仕組みづくりのために、行政関係部門と定期的に話し合う機会を持ちたい。
- ・ 私道対策の担当責任部署を決めてほしい。

●緑地等の保全

- ・ 藤巻町1丁目を東山公園の緑豊かな自然と共生する「里山」と位置付けてほしい。
- ・ 公園用地の管理や整備に関して、「借地対応」地区の住民の関わりは必要です。人間が住んでいる所と森とが両方共存できるまちを考えてほしい。
- ・ この地域は江戸時代からの歴史があり窯跡も残っており、自然の山や木を整備しつつ残してほしい。
- ・ 東山動植物園にとっても近く、町の中にもかかわらず、樹木が多い所なので、高齢者や子供達が散策し、いこいの場になってもらえるとよい。
- ・ 整備プログラム案に、都市公園の市民による自発的な緑地保全の活動の呼びかけと名古屋市の支援を明記してほしい。
- ・ 森林に囲まれた藤巻町では防災の面からも、貴重な生物が生息の場としても新池は必要。新池やその周辺が住民の憩いの場となるよう環境を整えるよう、市も力を貸してほしい。
- ・ 区域内は大木の枝が茂り、道路上まではみ出てきている。枯葉も多く火災の心配もしている。道路側の常緑樹は2~3mぐらいに低くして明るい雑木林に早くしてほしい。

- ・ 山香町の地域での樹木剪定で指示が行き届かないのか、業者も私有地に勝手に入ったり、作業も雑であったり、年々満足できない。
- ・ 公社所有地から竹の根が私有地に入り込み物置小屋や果樹等に被害がある。
- ・ 以前市有地のミズナラや雑木を第3者がまきとして私有化することがあった。今後このような事がないように教育を徹底していただきたい。
- ・ 土地所有者は区役所から土地の草刈りを執拗に請求されてきたが、名古屋市は、年2回の草刈りをしたのみである。
- ・ 市有地の草刈りをする代わりに市民が花や野菜を植える利用を速やかに認めてほしい。
- ・ 藤巻町2丁目から下流側に対し、長雨、台風の際は土石流が発生し、通行できなくなるなどの問題が発生している。前向きに検討してほしい。(3)
- ・ 春になると、早朝から車数台がきて筍採り道具を持って雑木林の中を筍探しでうろつき、危険を感じ、怖い思いをしている。明るい雑木林に整備してほしい。

【市の考え方】

●都市計画の見直し

都市計画の見直しにつきましては、平成28年12月、有識者や市民団体の代表者らで構成する名古屋市緑の審議会から提出された、「新たな時代に対応した公園緑地のあり方について—長期未整備公園緑地を中心として—」の答申の内容に基づいたものです。

この答申の中で、都市計画の見直しについて「宅地化の進行区域において土地利用状況に応じたよりきめ細かな区域の見直し」、「樹林型の公園緑地において長期にわたり非樹林地となっている区域の見直し」、「規模が大きく移転困難な施設が立地している区域の見直し」が必要との提言を受け、平成20年の都市計画の見直しの方針に、今回新たな視点を加え、「削除検討」の区域を抽出したものです。

東山公園の未整備区域のうち、藤巻町北部、山香町、植田山交差点南側及び下池公園北側については、都市計画の見直しの基本方針【5】2)の「縁辺部にあり、おおむね1ha以上かつ8割以上宅地化している区域」に該当するため、「削除検討」の区域としています。

東山テニスセンター南側及び植田山交差点北側については、都市計画の見直しの基本方針【5】3)の「樹林型の公園緑地において、おおむね1ha以上かつ50年以上非樹林地となっており、周辺樹林への影響がない区域」に該当するため、「削除検討」の区域としています。

学校グラウンドや一団の墓地の区域については、都市計画の見直しの基本方針【5】4)の「規模が大きく移転困難な施設」に該当するため、「削除検討」の区域としています。

なお、都市計画の見直しの基本方針【5】2)の「縁辺部にあり、おおむね1ha以上かつ8割以上宅地化している区域」の基準に該当せず、「都市計画の見直しの方針(第2次)(案)」においては維持することとしていた区域のうち、削除検討を行うべきとのまとまったご意見をいただいた区域について、あらためて、家屋の連坦状況や先行取得地の状況等をふまえて検討した結果、藤巻町南部の区域につきましては、「削除検討」の区域に変更いたしました。

インフラ整備についてご要望をいただいておりますが、下水道・ガスの敷設や私道の簡易舗装につきましては、都市計画公園緑地内であっても、整備の要望があった場合、地権者の同意が得られること等の条件を満たすことが必要ですが、各インフラ事業者・土木事務所等により整備が

行われています。

また、「削除検討」区域内の公有地の取扱いにつきましては、樹林地である場合や、空閑地である場合などそれぞれ状況が様々であるため、公有地の周辺状況をふまえながら公的な利活用等について検討してまいります。

●都市計画公園緑地内の建築制限

今回の区域見直しに伴う用途地域等につきましては、周辺の指定状況や、変更後のあるべき土地利用の方向性をふまえ、見直しが必要な区域について検討していきたいと考えております。

都市計画公園緑地の区域内では、都市計画法第 53 条により、建築の際の階数及び構造の制限があることから、本市においては都市計画公園緑地が定められた土地の面積割合に応じ、固定資産税・都市計画税の算出の基礎となる土地の評価額について最大 5 割の減価補正をしております。

●事業の着手時期

事業の着手時期につきましては、公園緑地を事業の進捗、土地の利用状況から区域に細分化し、公園緑地や区域の類型化を行い、類型ごとの対応方針を定め、事業の効果・効率による評価などから事業優先度を決定しました。東山公園の藤巻地区、東山テニスセンターの南東区域には、まとまった樹林地が残されていることから、「借地対応」とし、本格的な事業化に先駆けた借地手法の「オアシスの森づくり事業」を行う区域としました。東山公園の貴重な樹林地については、早期に事業着手し、その保全に努めていく必要がありますが、都市計画公園事業には多大な資金と時間を要するため、事業の着手に先駆け「オアシスの森づくり事業」に取り組みます。この区域では、樹林地等を名古屋市で借地を行うことにより、関係権利者の皆さまの維持管理や税の負担軽減に努め、緑の保全と暫定的な整備による早期供用を図っていきたくと考えています。なお、宅地等の活用をされている土地については、オアシスの森づくり事業による借地は行わず、都市計画事業の着手時期は 2038 年度以降となります。今回、「借地対応」について多数のご意見、お問い合わせをいただきましたので、整備プログラムの中でも追記を行いました。

今後は、説明会等を通じて皆さまのご意見を伺いながら、整備プログラムの検証や更なる課題の洗い出しを図りたいと考えています。その中で、他の公園緑地に先駆けて着手することが客観的に妥当な場合などには、おおむね 5 年ごとに着手時期の見直しを検討します。

●先行取得

本市では予算の減少等により、事業着手する前に土地を取得する先行取得の受付は、現在停止している状況です。

●今後の予定

今後、都市計画の見直しの考え方と事業着手時期の目途について、関係権利者や地域の皆さまにご理解いただけるよう、説明会を開催する予定です。その中で、皆さまと話し合いながら進めていきたいと考えています。

●緑地等の保全

東山公園につきましては、東山動植物園を中心に、まとまった樹林地や池、湿地など様々な自

然環境があり、多様な生物が生息する市内に残された貴重な環境です。このような豊かな自然環境を次世代に引き継ぎ、多くの市民に親しまれ、自然とふれあえる公園となるよう、「なごや東山の森づくり基本構想」及び「東山動植物園再生プラン基本構想」に基づき、現在も進めている市民協働による森づくりを推進してまいります。

また、緑地の維持管理に関するご意見をいただきましたが、先行取得地を含め適正な管理に努めていくほか、市民の皆さまとの協働により樹林地の保全・育成を行い、暫定的な整備による利用など有効活用に努めてまいります。

【戸田川緑地:29件】

【市民意見の概要】

●都市計画の見直し

- ・ 戸田川緑地の都市計画の見直しと整備方針については、市民の憩いの場として雄大な計画であり、高く評価している。
- ・ 緑地計画予定はいつになるかわからないので取りやめにしてもらい、今の土地を個人としては別の方法で売却したい。
- ・ かの里地区を削除してほしい。
- ・ 1日でも早く都市計画の見直しをして方針を示してほしい。土地の利用方法については、特に問わない。

●事業の着手時期

- ・ 今後10年～20年以内の事業着手ではなく、早期の事業着手をお願いする。(11)
- ・ 戸田川東側護岸壁は劣化がひどいが、工事車両が町内を移動すると事故などの懸念がある。戸田川護岸壁の再生計画と戸田川緑地整備計画は同時進行で進めてほしい。(2)
- ・ 戸田川緑地はゼロメートル地帯であり、東南海地震に備え早急に事業化する必要がある。(2)
- ・ 何十年も前からあった計画と聞かすが、何故今まで未着手なのか。
- ・ 戸田川緑地の着手が遅いと担い手がいなくなり、農地が耕作放棄地となり火災等の危険度が高まることを懸念する。
- ・ 所有地は当分現状のままでよい。
- ・ あてにならない計画は待てない。現状利用を考え、出来る事を進める。

●先行取得

- ・ 10年から20年以内の着手とあるが、それまで待てないので売りたい。手続き方法を教えてほしい。

●今後の予定

- ・ 地主と地域住民対象に説明会を早期に実施してほしい。

●公園施設の整備

- ・ 戸田川右岸、左岸を周回できる公園緑地の整備を切に願う。
- ・ 戸田川緑地内に高台の避難施設及び仮設住宅等の環境設備が整った公園整備して、さらなる地域防災の向上に取り組んでほしい。(3)

【市の考え方】

●都市計画の見直し

戸田川緑地の近鉄名古屋線以北の左岸部分については、線路及び河川で分断され、他の区域との一体的な整備が行えず、公園機能が十分に発揮されない区域であるため、「削除検討」の区域としています。

その他の区域につきましては、都市計画の見直しの基本方針に合致せず、市街化を抑制すべき市街化調整区域でもあることから、都市計画公園として区域を維持することとしています。

●事業の着手時期

事業の着手時期につきましては、公園緑地を事業の進捗、土地の利用状況から区域に細分化し、公園緑地や区域の類型化を行い、類型ごとの対応方針を定め、事業の効果・効率による評価などから事業優先度を決定しました。戸田川緑地は、現在事業を行っている区域は「事業収束」、その他の区域は事業優先度や想定する事業費等から「事業化」として、今後10年から20年(2028～2037年度)に事業着手する区域としています。

今後は、説明会等を通じて皆さまのご意見を伺いながら、整備プログラムの検証や更なる課題の洗い出しを図りたいと考えています。その中で、他の公園緑地に先駆けて着手することが客観的に妥当な場合などには、おおむね5年ごとに着手時期の見直しを検討します。

●先行取得

本市では予算の減少等により、事業着手する前に土地を取得する先行取得の受付は、現在停止している状況です。

●今後の予定

今後、都市計画の見直しの考え方と事業着手時期の目途について、関係権利者や地域の皆さまにご理解いただけるよう、説明会を開催する予定です。その中で、皆さまと話し合いながら進めていきたいと考えています。

●公園施設の整備

公園の整備内容へのご意見をいただきましたが、整備プログラムは、公園緑地の整備内容ではなく、いつ用地の買収に着手するかという時期をお示ししたものとなっています。今後、公園緑地の整備内容に関しましては、用地の取得状況に応じ、整備計画時に地域の皆さまのご意見を伺い、反映をしていきたいと考えています。

【猪高緑地:3件】

【市民意見の概要】

●事業の着手時期と公園施設の整備

- ・ 前向きに応援する。
- ・ 今のままでなく何か市民のために活用するとよい。
- ・ 猪高緑地は車で訪れる事も出来ず、人の来るのを拒絶している様な感じがする。地形的に難しい所もあるのかも知れないが、気軽に訪れる事ができる公園作りを希望する。

【市の考え方】

●事業の着手時期と公園施設の整備

猪高緑地はまとまった樹林地が残されており、市内においては貴重な自然環境です。西側の区域は「事業収束」区域として、他の区域に優先して事業に取り組むとともに、関係権利者の皆さまにご協力をいただきながら整備を進めてまいります。東側の区域につきましては、事業に先駆け民有の樹林地を借地し、その保全と早期市民供用を図る「オアシスの森づくり事業」に取り組む「借地対応」とさせていただいております。

また、猪高緑地は、市民とともに間伐や竹の除去等森の手入れを行っている他、環境学習の場としても広く活用されています。これからも事業を進めていく中で、多くの市民に親しまれる緑地、身近な自然に触れ合える緑地をつくってまいります。

【勅使ヶ池緑地:2件】

【市民意見の概要】

●都市計画の見直し

- ・ 市街化調整区域を解除しないのであれば、今まで通り都市計画緑地のままとしてほしい。
- ・ 土地を売ることも出来ず、土地を担保にお金を借りる事も出来ず、相続税を払うことも出来ない。名古屋市は指定した以上もっと責任をもって条件等を見直して欲しい。それが出来ないのならば、計画を白紙に戻してほしい。

【市の考え方】

●都市計画の見直し

勅使ヶ池緑地の未整備区域のうち、学校グラウンド、競技場等について、都市計画の見直しの基本方針【5】4)の「規模が大きく移転困難な施設」に該当するため「削除検討」の区域とするとともに、この区域を削除することに伴い、公園機能が十分に発揮されない区域についても「削除検討」の区域としています。

今回の区域見直しに伴う土地利用規制につきましては、周辺の状況や、変更後のあるべき土地利用の方向性をふまえて検討していきたいと考えております。

今後、説明会等を通じて、関係権利者や地域の皆さまと話し合いながら、合意形成を図っていきたいと考えています。

【荒池緑地:19件】

【市民意見の概要】

●都市計画の見直し

- ・ 荒池緑地の都市計画の見直し(案)に賛成。(3)
- ・ 大堤池の南についても、宅地造成で保水力のないことから、緑地から削除すべき。
- ・ 将来人口減少となり、財政的にも厳しいのであれば、なるべく民有地をそのまま残し、既存の公園や公有地を整備しつつ、まちづくりを進めていくことがよいことだ。
- ・ 見直し(案)通りに削除された場合、自宅前の道路を整備してほしい。
- ・ 「削除検討」の区域内の先行取得地などは今後どのような利用を考えているのか。

●都市計画公園緑地内の建築制限

- ・ 現状を凍結保全地域とし、地目変更に伴う宅地化及び新築を認めないことを提案する。
- ・ 本当に公園事業を進めていくつもりなら、もっと早い段階で宅地化をしないような規制をすべき。

●事業の着手時期

- ・ 「借地対応」とは、どのような対応か具体的な内容を知りたい。

●今後の予定

- ・ 都市計画変更手続きの迅速な処理を要望する。(2)
- ・ これまでの経緯や過去の資料が閲覧できるように、名古屋市サイトで分かりやすくまとめてほしい。
- ・ 事業計画が長期に渡るため、市の担当者が変わっても話が通じるように引き継いでほしい。

●緑地等の保全と公園施設の整備

- ・ 向が丘2丁目近辺には公園がなく、子どもの遊び場や親子で遊ぶ場所が不足している。小さな子どもを連れて、また子供同士で気軽に出かけられる公園が近くにほしい。
- ・ 緑地整備計画が今後どのようなプランで進めるのか示してほしい。
- ・ 農業センターと荒池緑地公園を結び、市民に一日両公園で遊び、楽しめるよう、間の道路を廃道にすることを希望する。
- ・ 開放的で健康的な休養、運動ができて住民が参加できる緑化推進を行う緑地にしてほしい。
- ・ 住宅に接する緑地により日陰落葉に迷惑しているので、伐採をしてほしい。

【市の考え方】

●都市計画の見直し

荒池緑地の未整備区域のうち、都市計画の見直しの基本方針【5】2)の「縁辺部にあり、おおむね1ha以上かつ8割以上宅地化している区域」に該当する3か所について、「削除検討」の区域としています。

また、「削除検討」区域内の公有地の取扱いにつきましては、樹林地である場合や、空閑地である場合などそれぞれ状況が様々であるため、公有地の周辺状況をふまえながら公的な利活用等について検討してまいります。

●都市計画公園緑地内の建築制限

都市計画法上の建築制限につきましては、事業着手前で一定の階数・構造の範囲内であれば建築自体は可能となっています。

●事業の着手時期

本市では、用地買収や整備等を行う公園事業に先駆け民有の樹林地を借地し、その保全活用を図る「オアシスの森づくり事業」に取り組んでいます。これにより、土地所有者の皆さまは税の優遇措置が受けられ、市民も早期に緑地を利用することができます。「借地対応」とは、公園事業に着手するまでの間、この「オアシスの森づくり事業」によって樹林地を保全していこうとする区域です。

今後も都市計画公園として存続する荒池緑地の区域は、特別緑地保全地区に隣接し、まとまりのある樹林地や荒池等多様な自然環境を有していることから、この「オアシスの森づくり事業」に取り組み、樹林地の保全と早期市民供用、そして関係権利者の負担軽減に努めてまいりたいと考えております。

●今後の予定

今後、都市計画の見直しの考え方と事業着手時期の目途について、関係権利者や地域の皆さまにご理解いただけるよう、説明会を開催する予定です。その中で、皆さまと話し合いながら進めていきたいと考えています。

また、長期末整備公園緑地に関するこれまでの検討の経緯や、平成20年度以降に実施している説明会の記録は市ウェブサイトに掲載しており、今後予定している説明会についてもその記録を掲載し、引き続き情報公開に努めてまいります。

●緑地等の保全と公園施設の整備

公園の整備内容へのご意見をいただきましたが、整備プログラムは、公園緑地の整備内容ではなく、いつ用地の買収に着手するかという時期をお示ししたものとなっています。今後、公園緑地の整備内容に関しましては、用地の取得状況に応じ、整備計画策定時に地域の皆さまのご意見を伺い、反映をしていきたいと考えています。

また、緑地の維持管理に関するご意見をいただきましたが、先行取得地を含め適正な管理に努めていくほか、市民の皆さまとの協働により樹林地の保全・育成を行ってまいります。

【市民意見の概要】

●都市計画の見直し

- ・都市計画の見直しで、「削除検討」の区域の範囲をどのような経緯で決めているのか。
- ・「削除検討」の区域は、なぜ削除を検討する区域の対象になったのか。
- ・北沢地区も「削除検討」の区域に入れてほしい。
- ・今の地所に住み続けることができるように、また、いつでも土地の売買ができるように、「削除検討」の区域にすることを強く希望する。(3)
- ・「削除検討」の区域については、防災の面からも再検討をお願いする。
- ・長い間、区域維持してきたのだから削除はやめてもらいたい。
- ・公園にし、人の手を入れるとすべて失ってしまう。計画を見直してほしい。
- ・住民に強制移住を要求しており、人権侵害を前提にしている。ひっ迫した財政状況の下で、高齢化問題や少子化問題に予算を振り向けないのか理解できない。都市計画の廃止を要望する。
- ・老後を静かに暮らしているのに、この先どうしていいのか不安で一杯。道も悪く下水もないので苦労もあったが、この土地から離れる事は考えられない。
- ・家があることによって散歩、ランニングがしやすく、子供達が安心して遠足にこられる。
- ・待機児童、貧困家庭等他に問題が沢山有る中、今必要ともしない公園を莫大なお金を使うのか。近くにオアシスの森も有り緑地やハイキングには不足なく、現状でよい。
- ・住居を持ち続けたい願望のある住民を強制的に立ち退かせてまで、大義名分や必然性があるのか。
- ・住民を立ち退かせての公園整備には反対。
- ・一刻も早く都市計画道路弥富相生山線を廃止してほしい。(2)
- ・道路建設は中止してほしい。渋滞解消と言うがその効果は一時的、新しく道路ができれば、他から流入が増え、新たな渋滞が発生する。
- ・弥富相生山線を廃止表明して3年以上経過しているが、なぜいまだに「都市計画道路の廃止を検討中」なのか。

●都市計画公園緑地内の建築制限

- ・いろいろなしぼりのある中、里山を守る立場で住んできたが、業者に売却、新築、建て替えをすところも見られ、不公平感がある。
- ・「事業推進」としている区域で、これまでも今も住宅が建っている。どのような考えから、このようなことが行われているのか。

●事業の着手時期

- ・相生山緑地の早期事業推進を希望する。
- ・一日も早く買収をしてほしい。(2)
- ・天白区野並の稲田地区の道路は狭く、ごみ収集車、宅配なども私有地を踏まねば通れない。事業着手時期を早めて、この状態を解消してほしい。

- ・ 緑地内に「借地対応」、「事業推進」があり、不公平だ。
- ・ 事業着手2期から、「借地対応」となっているのは事業着手時期が遅れるということか。
- ・ 「削除検討」の区域の範囲から外れている居住者に対してどのような対応を考えているのか。
- ・ 相生山緑地全体を当初案より縮小させ、その余剰面積のなかで区画整理を行い、緑地内の特定のエリアに包括的に当該住民の代替地を提供するなどの提案があってもよいのではないか。近隣には農地や市有地もあるので、まとめれば代替地になる。
- ・ 「借地対応」の一部を民間へ販売して、早期事業推進のための事業資金を確保してはどうか。

●今後の予定

- ・ 住民への丁寧な説明を望む。
- ・ 広く市民から寄せられる声と、相生山緑地に関わっている市民団体の意見を聴いて進めてほしい。森の保全のあり方、目指す方向について、オープンな形で話し合いをすることを希望する。話し合いには、専門家がアドバイザーとして入ることも望ましい。
- ・ 緑地事業を進めるに当たって、市民の意思が反映される仕組み作りを実現してほしい。
- ・ 都市計画道路の廃止について進行状況、内容が不明瞭なので詳細を丁寧に説明していただく場と、同時にさまざまな立場の市民を交えて話し合う場を早急に設けてほしい。
- ・ 「市長の廃止表明の説明会」を早急に開き、市民と共に今後の相生山緑地を語ってほしい。
- ・ 市長の道路廃止宣言後、「世界のAIOIYAMA 検討委員会」で、着々と公園計画が進められている。市長との約束の「ヒアリング」を早急に開催してほしい。

●緑地等の保全と公園施設の整備

- ・ 相生山緑地は、ヒメボタルが生息する貴重な場所。是非緑地全体を守ってほしい。(3)
- ・ 今ある自然を破壊して公園を作るのではなく、今ある自然を守り、健全な生態系を守っていく事こそ環境先端都市名古屋に大切な事である。相生山緑地は里山として残してこそ価値がある。(11)
- ・ 都会の中の貴重な緑は市民のかけがえのない財産であり、効率より人へのやさしさ、心の豊かさを追求すべき。
- ・ 里山と住民と共に存在する例を名古屋里山のライフスタイルとして提言してはどうか。区域内の空いた宅地は「里山レジデンス」として新たな住民を誘致し、提供してはどうか。
- ・ 従来型の公園ではなく、人の暮らしと自然とが調和して、住民が暮らしながら永続的に豊かな自然環境が残っていく里山として未来の世代に残してほしい。(6)
- ・ 相生山緑地には、お寺や幼稚園があり、子育て中の人々を中心に次の時代を担う若者達が自然に集まってくる場所となっている。戸数は増やさず、空き家は子育て世代の住宅や身近な生物の学習ができる施設、年配者が交流できるコミュニティセンターを設置してはどうか。
- ・ 立ち退きによる住民の減少による犯罪の増加が気になり。老木も多く、散歩中に枝が落下しての怪我也聞く。安心できる緑地となるように、計画をつくってほしい。
- ・ 相生山緑地が市内で、地下鉄駅から数分のところに広がるのは、奇跡。この環境は、公園緑地の都市計画に含まれていたからこそ守られてきた。
- ・ 市民が自然に触れ合う機会を増やしたいのであれば、北側のオアシスの森を活用し、南側の住民が暮らしているエリアの雑木林や空き地の草地を定期的に手入れして、生活や散策を快

適にすることでいい。

- ・ 公園地域が完成すれば、消防車の入る道や、延焼防止としての道がない。弥富相生山線は谷筋の道で、両側の尾根によって周辺住宅地からはまったく見通せず、現状では火や煙の発生の確認が遅れる。防火帯としての通行道路の役割を、市は審議したのか。
- ・ 森は夜間人の目が届かないので、道路整備による通行者の増加が防犯に効果がある。
- ・ 公園周囲に駐車場を作るとそこに入る車の列が一般住民の家の前にも溢れる。弥富相生山線を公園駐車場への導入路として活用してほしい。
- ・ 歩くための園路を整備し、緑あふれる緑地にしてもらいたい。道路の残骸は処分してほしい。
- ・ すでに建築した道路は、出来る限りの自然回帰を求めていくべき。
- ・ なぜ、わざわざ新しく道路を作るのか。今、使っている道を整備すればコストもかからないし、山も新たに壊す事もなくなる。
- ・ 園路と称して道路建設をしないでほしい。弥富相生山線の廃止を河村市長は宣言したはず。それをつなげて、車を走らせることは、おかしい。
- ・ 救急車両が通る道の整備について、現状の自然環境を調査し、環境保全上好ましいのかをまずは検討してほしい。既にある散策路を使って救急活動が可能かどうか検討や自然に近い整備に留めるなどの検討も必要。
- ・ 相生山緑地を東西に横切る道路によりヒメボタルの生育やアミタケの存在にも多大な影響が及ぼされる。(3)
- ・ 先行取得地が耕作や駐車場として利用されているところがみられ、管理方法に疑問を感じる。未使用の市有地を耕作や駐車場として開放してはどうか。
- ・ 「事業推進」区域を庄内緑地公園のような大型の芝生広場にしてはどうか。
- ・ 坂道の階段を直してほしい。

【市の考え方】

●都市計画の見直し

都市計画の見直しにつきましては、平成 28 年 12 月、有識者や市民団体の代表者らで構成する名古屋市緑の審議会から提出された、「新たな時代に対応した公園緑地のあり方について一長期未整備公園緑地を中心として一」の答申の内容に基づいたものです。

この答申の中で、都市計画の見直しについて「宅地化の進行区域において土地利用状況に応じたよりきめ細かな区域の見直し」、「樹林型の公園緑地において長期にわたり非樹林地となっている区域の見直し」、「規模が大きく移転困難な施設が立地している区域の見直し」が必要との提言をうけ、平成 20 年の都市計画の見直しの方針に、今回新たな視点を加え、「削除検討」の区域を抽出したものです。

相生山緑地の未整備区域のうち、都市計画の見直しの基本方針【5】2)の「縁辺部にあり、おおむね 1 ha 以上かつ 8 割以上宅地化している区域」に該当する区域を「削除検討」の区域としています。

なお、都市計画道路弥富相生山線につきましては、道路事業を廃止し公園として整備する方針の具体化に向けて検討しているところであり、その区域を「追加検討」区域としています。

●都市計画公園緑地内の建築制限

都市計画法上の建築制限につきましては、事業着手前で一定の階数・構造の範囲内であれば建築自体は可能となっています。

●事業の着手時期

事業の着手時期につきましては、公園緑地を事業の進捗、土地の利用状況から区域に細分化し、公園緑地や区域の類型化を行い、類型ごとの対応方針を定め、事業の効果・効率による評価などから事業優先度を決定しました。相生山緑地につきましては、現在事業を行っている区域は事業の推進・収束に努めていくほか、事業優先度や想定する事業費等から、稲田西地区は「事業化」として今後10年から20年（2028～2037年度）に事業着手、笹原地区の住宅地、施設のある区域は「計画存続」として今後20年以降（2038年度～）に事業着手としています。

また、相生山緑地内にはまとまった樹林地が残されており、北部の区域では本格的な公園事業に先駆けた借地手法の「オアシスの森づくり事業」を実施しています。今後、さらにその区域を拡大することによって、樹林地の保全と暫定的な整備による早期供用を図るとともに、関係権利者の皆さまの負担軽減に努めてまいりたいと考えております。

今後は、説明会等を通じて皆さまのご意見を伺いながら、整備プログラムの検証や更なる課題の洗い出しを図りたいと考えています。その中で、他の公園緑地に先駆けて着手することが客観的に妥当な場合などにはおおむね5年ごとに着手時期の見直しを検討します。

●今後の予定

今後、都市計画の見直しの考え方と事業着手時期の目途について、関係権利者や地域の皆さまにご理解いただけるよう、説明会を開催する予定です。その中で、皆さまと話し合いながら進めていきたいと考えています。

また、相生山緑地全体の整備については、現在、世界の「AIOIYAMA」プロジェクト検討会議において、「基本計画素案」を作成しています。平成30年度には、その素案をたたき台として、市民の皆さまや関係する活動団体の皆さま等を対象とした説明会や意見交換を行う予定です。そこで得られた様々なご意見や、有識者の方々の提言等を取り入れながら、緑地整備の基本計画の策定を進めていきたいと考えています。

●緑地等の保全と公園施設の整備

相生山緑地は、名古屋市内の長期未整備公園緑地の中では東山公園に次いで広い面積を有しています。約120haの広大な面積の中に多様な地形があり、樹林地や農地に加えて、小さな池や水の流れている沢、湧水など様々な自然環境があり、ヒメボタルなど多様な生物の生息環境としても市内に残された貴重な環境です。

昔ながらの里山の風景を残す相生山緑地の樹林地や水辺空間は、戦前から都市計画決定されてきたことにより、高度経済成長期における開発圧の高い時代においても樹林地など自然が守られ、都市環境の形成に大きな役割を果たしてきたところです。

このような里山的空間を次世代に引き継ぐため、より多くの皆さまが自然とふれあい、親しむことのできる機会や環境を整えることで、地域に愛される自然豊かな空間の保全につなげていきたいと考えております。

北側の樹林地につきましては、平成7年度から民有樹林地を借地し、その保全と早期市民供用を図る「オアシスの森づくり事業」に取り組み、平成10年度に開園いたしました。そして現在も市民の皆様との協働により、樹林地の保全育成に努めています。今後もこの「オアシスの森づくり事業」を拡充し、相生山緑地の貴重な自然を保全していくとともに、身近に自然とふれあえる場となるよう努めてまいります。

今後の整備の内容については、世界の「AIOIYAMA」プロジェクトとも整合をとりながら、現況の豊かな自然環境の保全を前提として、市民の皆さまのご意見を伺い、具体的な整備案についても検討してまいります。

Ⅲ. その他（28件）

「長期未整備公園緑地の都市計画の見直しの方針と整備プログラム(第2次)(案)」の内容とは直接関係しませんが、貴重なご意見が多数寄せられましたので、以下にお示しし、関係部局等に伝えさせていただきます。

- ・ 川名公園が整備完了し、近くの住民としてとても感謝する。緊急避難公園といえどももう少し樹木があったらよいのにと感じる。
- ・ 2017年6月に都市公園法が改正され、保育所などの社会福祉施設の占有が可能となった。名古屋市でも、今回の都市計画の見直しを機に緑地に影響のない範囲で、保育所等の公園利用ができるようにしてほしい。
- ・ 北海道で盛んなパークゴルフ場を作ってほしい。
- ・ 氷上神社前や、葵名和幼稚園前の道路は、カーブが多く見通しが悪い上に幅員が狭いため、通勤時間帯は自動車の交通量も多く、信号のない交差点での合流や対面通行時に困難を感じる。小中学生や高齢者の自転車や歩行者も多く、安全面の観点からも計画道路の必要性を強く感じる。(氷上公園)
- ・ 都市計画道路が開通すれば、地元の小、中学生の安全も守られ、朝・夕の車の渋滞も緩和されると思う。(勅使ヶ池緑地)
- ・ 定納山地区や氷上神社周辺は23号と東海市方面への抜け道になり交通量が多いため、公園内に新しく道路を作って、そちらに車が流れるようにしてほしい。道路を寅新田の桜並木につなげ、周知されれば大高の観光名所にもなるのではないか。(氷上公園)
- ・ 自宅前の道路の草刈りと整備を要望する。(東山公園)
- ・ 藤巻町と高針荒田との境界の道路が未舗装で凹凸がひどく、特に雨降り後は歩行も困難となり、高齢者などが散歩を控えなければならない状態となる。(東山公園)
- ・ 天白溪公園の北側道路の整備をお願いする。(東山公園)
- ・ 車の交互通行ができないので、先行取得した土地に道路拡幅してほしい。(東山公園)
- ・ 生活排水等による不良環境衛生により30数年前マダニの異常発生があり現在も何時疫病が発生してもおかしくない環境衛生状態である。(東山公園)
- ・ 家の前の道は普通道路になるのか。(荒池緑地)
- ・ 土砂崩れの危険に常にさらされており、工事をしてほしい。古い大木が多く、いつ倒れるかも心配だし、落ち葉が雨樋を詰まらせる。(城山公園)
- ・ 昭和塾堂は耐震建物とは思えないので、震災の際には倒壊の恐れあり危険。(城山公園)
- ・ 戸田川左護岸は崩落、亀裂・不等沈下が進み、近隣民家の水害、学童、年配者の落下等のリスクが深刻。(戸田川緑地)
- ・ 農地の処遇が大きな枷となっており、土地を維持、管理できるか小規模兼業農業従事者として不安。(戸田川緑地)
- ・ 広い面積を寡占している競輪場を廃止して、ショッピングモール等の商業施設を誘致してほしい。(中村公園)
- ・ 住人の中には老人も多いので、この地域の中にもポストがほしい。(東山公園)
- ・ ポストを新設してほしい。(相生山緑地)
- ・ 可燃ゴミの収集場所を自宅前にしてほしい。(東山公園)

- ・ 下水道・ガスなど都市環境整備を実施してほしい。(東山公園)
- ・ 緑区齊山地区は下水道がなぜ整備されていないのか。下水道を東海市から購入している状態は名古屋市の恥ではないか。
- ・ 下水道を整備してほしい。(相生山緑地)
- ・ コンビニがほしい。(相生山緑地)
- ・ 定納山地区は公共交通機関が皆無のため、市バスのサービスが受けられることを希望する。
(2)
- ・ 市バスの乗り入れも検討してほしい。(相生山緑地)
- ・ 町名表示が長く、簡略した町名に変えてほしい。(荒池緑地)

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

○ 都市計画の見直しについて

住宅都市局 都市計画部 都市計画課 電話番号：052-972-2714

○ 整備プログラムについて

緑政土木局 緑地部 緑地事業課 電話番号：052-972-2486

この冊子は古紙パルプを含む再生紙を使用しています。